# 8 救急医療

## 1 目標(目指すべき姿)

救急医を育成・確保するとともに、救命救急センターや休日夜間急患センターをはじめと した救急医療体制を維持することにより、全ての救急患者が緊急度・重症度に応じた適切な 医療を受けられる医療提供体制を確保します。

また、救急電話相談や適正受診啓発の取組みを充実することで、医療機関の適正受診や救急車の適時・適切な利用を強力に推進し、安全・安心な救急医療圏の実現を目指します。

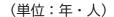
#### 2 現状と課題

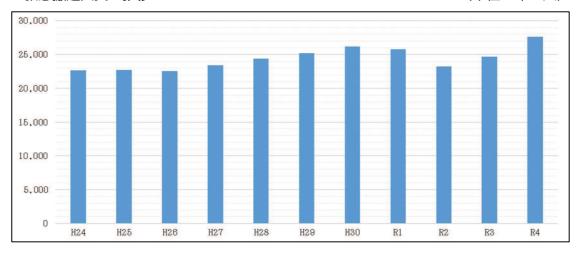
#### (1) 現状

#### ①救急搬送

• 救急搬送人員は、平成 24 年には 22,658 人でしたが、令和 4 年には過去最多となる 27,635 人 (4,977 人、21.9%増)を数えるなど、高齢化の進展に伴い、年々、増加傾向にあります。

#### <救急搬送人員の推移>





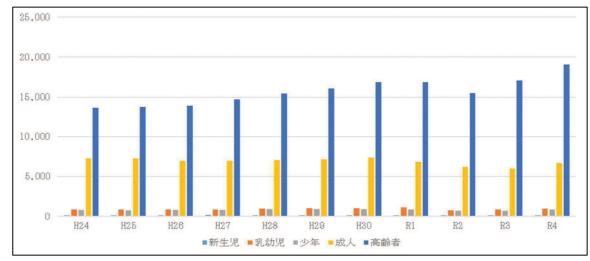
	H24	H27	H30	R3	R4
救急搬送人員	22,658	23, 421	26, 187	24, 687	27,635

出典:鳥取県危機管理部消防防災課「消防防災年報」

• 救急搬送された高齢者(65歳以上)についてみると、平成24年は13,674人でしたが、令和4年には過去最多となる19,086人(5,412人・39.5%増)を数えるなど、全救急搬送人員に占める高齢者の割合も一貫して増加傾向にあります。

## <年齢区分別救急搬送人員の推移>

## (単位:年・人)



	H24	H27	H30	R3	R4
新生児	99	131	121	114	114
乳幼児	840	861	985	863	955
少 年	770	785	871	673	822
成 人	7, 275	6,927	7, 342	5, 981	6,658
高齢者	13, 674	14, 717	16,868	17,056	19,086
合計	22,658	23, 421	26, 187	24, 687	27,635

出典:鳥取県危機管理部消防防災課「消防防災年報」

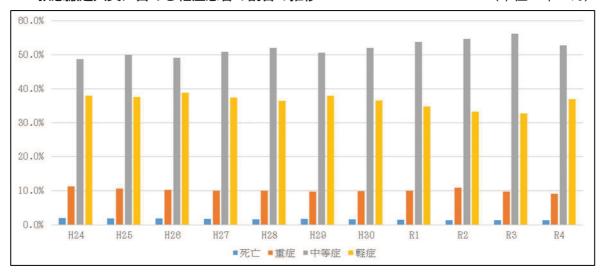
(注)新生児:生後28日以内の者 乳幼児:生後29日以上7歳未満の者

少 年:7歳以上18歳未満の者 成 人:18歳以上65歳未満の者 高齢者:65歳以上の者

• 救急搬送された軽症患者の割合についてみると、平成 24 年は 38%でしたが、令和4年に は 36.8% (1.2%減) となっており、微減しているものの、依然、救急搬送人員の約4割が 軽症患者である状況が続いています。

#### <救急搬送人員に占める軽症患者の割合の推移>

(単位:年・%)



	H24	H27	H30	R3	R4
死 亡	1.9	1.7	1.6	1.4	1.4
重 症	11.2	9.9	9.9	9.8	9.0
中等症	48. 7	50.9	52.0	56.1	52.7
軽 症	38.0	37.4	36.5	32.8	36.8
その他	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1

出典:鳥取県危機管理部消防防災課「消防防災年報」

(注)死 亡:初診時において、死亡が確認されたもの

重 症:傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの

中等症:傷病の程度が入院を要するもので重症にいたらないもの

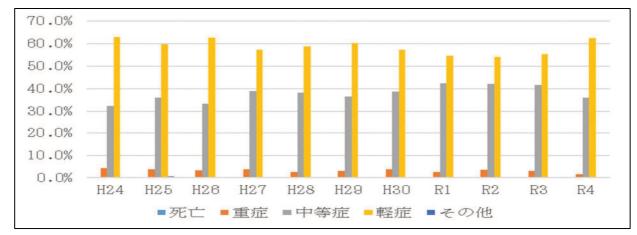
軽 症:傷病の程度が入院加療を必要としないもの

その他:医師の判断がないもの及び搬送先がその他の場所へ搬送したもの

• 救急搬送された 18 歳未満の軽症患者の割合についてみると、平成 24 年は 62.9%でしたが、令和4年には 62.4% (0.5%減) となっており、微減しているものの、依然、18 歳未満の救急搬送人員の6割以上が軽症患者である状況が続いています。

## <18 歳未満の救急搬送人員に占める軽症患者の割合の推移>

(単位:年・%)

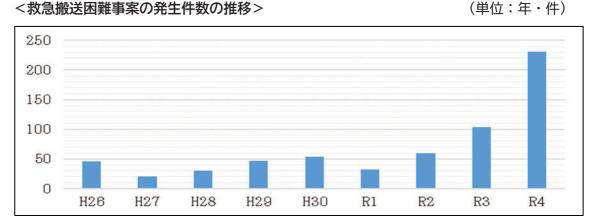


	H24	H27	H30	R3	R4
死 亡	0.1%	0. 2%	0.1%	0.1%	0.1%
重 症	4. 2%	3. 7%	3.8%	3.0%	1.5%
中等症	32.4%	38.8%	38.7%	41.6%	35.9%
軽 症	62.9%	57.2%	57.2%	55.4%	62.4%
その他	0.4%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%

出典:鳥取県危機管理部消防防災課「消防防災年報」

• 救急搬送困難事案の発生件数についてみると、平成 26 年は 46 件でしたが、令和4年には 231 件 (185 件増) となっており、救急患者の受入れが困難となる事案が大幅に増加しています。

#### <救急搬送困難事案の発生件数の推移>



	H26	H27	H30	R3	R4
救急搬送困難事案の発生件数	46	20	54	104	231

出典:鳥取県危機管理部消防防災課調べ

#### ②病院前救護体制

各保健医療圏に、メディカルコントロール協議会(事務局:各消防局)が設置され、救急 救命士を含む救急隊員(以下、「救急救命士等」という。)の標準的な活動内容を定めた救 急活動プロトコル(活動基準)の策定、救急救命士等に対する医師の指示体制及び救急活 動に対する指導・助言、救急救命士の再教育及び救急活動の医学的観点からの事後検証を 行う体制が確立されています。

#### 【メディカルコントロール】

救急現場から医療機関まで傷病者の方が搬送されるまでの間に、救急救命士を含めた救急 隊員が行う応急処置の質を担保(保障)することを意味し、以下4つの体制から構成されて います。

- ・「指示、指導・助言」(医師による応急処置に対する指示)
- ・「事後検証」(救急隊の活動を医学的観点から検証)
- ・「教育」(救急隊員に対し定期的に医学的な教育等)
- ・「プロトコルの策定」(救急活動基準の作成)
- 平成 21 年 5 月に消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) が改正され、都道府県に、傷病者の搬 送及び傷病者の受入れの実施に関する基準(以下「実施基準」という。)の策定及び実施基 準に係る協議、調整等を行う協議会の設置等が義務付けられ、本県においては、平成 22 年 4月に鳥取県救急搬送高度化推進協議会を設置するとともに、平成23年4月に実施基準を 策定し、運用を行っています。
- 県民を対象に県内各地で応急手当講習会が開催されており、消防局主催の応急手当普及講 習 (普通救命講習) は、令和4年には計 189 回開催され、延 1,906 名が参加されています。

<各消防局主催の応急手当普及講習会の開催状況>

(単位:年度、回・人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数	423	363	463	129	137	189
参加延人数	6, 437	5, 428	7,500	1,504	1,653	1,906

出典:鳥取県危機管理部消防防災課調べ

## ③救急医療体制

#### ア 各救急医療体制

#### (ア)一次(初期)救急医療体制

休日夜間急患センター(各地区医師会)においては、夜間及び休日における主に独 歩で来院する自覚症状が軽い患者に対して、外来診療を行う医療体制が確保されて います。

#### (イ) 二次救急医療体制

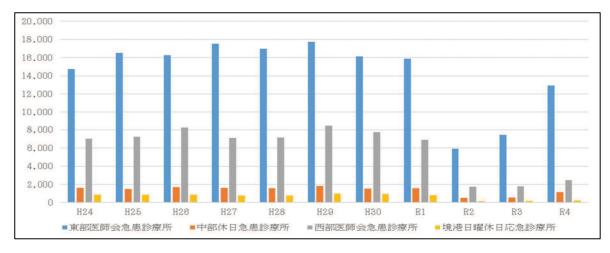
二次救急医療機関(救急告示病院及び病院群輪番制参加病院)においては、休日及 び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者への医療体制が確保されています。

#### (ウ) 三次救急医療体制

- 鳥取県立中央病院の救命救急センターにおいては、重篤患者に対する高度な専門的 医療を総合的に実施し、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての 重篤な救急患者の 24 時間体制で受け入れる体制が確保されています。
- また、鳥取大学医学部附属病院の高度救命救急センターにおいては、特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患等の重篤な救急患者も含め、24 時間体制で受け入れる体制が確保されています。
- 中部圏域に救命救急センターはありませんが、鳥取県立厚生病院が、救命救急センターに準ずる機能を果たしています。

#### <休日夜間急患センターにおける年間受入救急患者数>

(単位:年度・人)



	H24	H27	H30	R3	R4
東部医師会急患診療所	14, 749	17,516	16, 150	7,461	12,940
中部休日急患診療所	1,634	1,638	1,527	573	1, 175
西部医師会急患診療所	7,023	7, 114	7, 723	1,790	2,446
境港日曜休日応急診療所	863	791	952	173	226
合計	24, 269	27,059	26, 352	9,997	16, 787

出典:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課調べ

## <救命救急センターを設置する病院の年間受入重篤患者数> (単位:年・人)

	H30	R1	R2	R3	R4
鳥取県立中央病院	843	607	475	690	732
鳥取大学医学部附属病院	401	471	451	457	878

出典:厚生労働省「救命救急センターの充実段階評価について」

#### < 救命救急センターを設置する病院の年間受入救急車搬送人員>

	H30	R1	R2	R3	R4
鳥取県立中央病院	3, 139	3, 138	3,047	4, 217	3,925
鳥取大学医学部附属病院	3, 771	3,801	3, 239	3, 333	2,862

出典:厚生労働省「救命救急センターの充実段階評価について」

## <救命救急センターの充実段階評価>

	評価 区分	評価項目の 合計点数	是正を要する項目の 合計項目数
鳥取県立中央病院	S	95	0
鳥取大学医学部附属病院	S	94	0

出典:厚生労働省「令和4年救命救急センターの充実段階評価について」

#### イ ドクターヘリ・消防防災ヘリ

- 医師の早期医療介入や救急搬送時間の短縮により、救急患者の救命率向上や後遺症軽減を図る ことを目的に、3機のドクターヘリが鳥取県内を運航しています。
- また、医療資機材を搭載し、医師や看護師等が同乗する「消防防災へリコプター医師 搭乗型運用」も行っており、県内の救急医療体制の重層化が図られています。

#### <鳥取県内を運航するドクターへリ一覧>

名 称	島根県ドクターヘリ	鳥取県ドクターヘリ	3府県ドクターヘリ
事業主体	島根県	関西広域連合	関西広域連合
基地病院	島根県立中央病院	鳥取大学医学部附属病院	公立豊岡病院
運航時間	原則 8:30~17:15	原則 8:30~17:15	原則 8:30~17:30
	鳥取県中・西部	鳥取県全域	鳥取県東部
運航範囲	島根県全域	兵庫県北西部	京都府北部
	広島県北部	島根・岡山・広島県の一部	兵庫県北部
運航開始	平成 23 年 6 月 13 日	平成 30 年 3 月 26 日	平成 22 年 4 月 17 日

#### <ドクターへリの運航状況>

#### (鳥取県ドクターヘリ)

#### ①要請県別出動件数

(単位:年度・件)

(単位:年・人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
鳥取県	4	243	294	315	308	320
島根県	0	130	160	143	164	179
岡山県	0	4	6	5	9	3
広島県	0	5	5	5	5	11
兵庫県	0	1	0	0	1	0
合計	4	383	465	468	487	513

(出典) 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課調べ(以下、同じ。)

## ②県内要請消防機関別出動件数

県内要請消防機関	(単位:	年度・件)				
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東部消防局	0	12	6	6	28	99
中部消防局	2	30	53	122	60	57
西部消防局	2	167	202	172	194	149
医療機関	0	34	33	15	26	15
合計	4	243	294	315	308	320

## (府県ドクターヘリ)

## ①要請府県別出動件数

要請府県別出動作	牛数				(単位:	年度・件)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
兵庫県	1,719	1,700	1,462	1,369	1, 199	1, 272
京都府	363	323	329	292	271	283
鳥取県	84	82	67	151	342	366
合計	2,166	2,105	1,858	1,812	1,812	1,921

## ②県内要請消防機関別出動件数

県内要請消防機関	<b>見別出動件数</b>	女			(単位:年	度・件)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東部消防局	75	82	59	121	332	359
中部消防局	7	0	5	7	7	2
西部消防局	1	0	0	0	0	0
医療機関	1	0	3	23	3	5
合計	84	82	67	151	342	366

## (島根県ドクターヘリ)

## ①要請県別出動件数

要請県別出動件数	汝				(単位:	年度・件)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
島根県	544	478	596	500	503	489
広島県	8	5	7	8	7	12
鳥取県	13	4	4	3	1	4
合計	565	487	607	511	511	505

## ②県内要請消防機関別出動件数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東部消防局	0	0	0	0	0	0
中部消防局	3	0	0	1	0	2
西部消防局	10	4	4	2	1	2
合計	13	4	4	3	1	4

(単位:年度・件)

#### <鳥取県消防防災へリコプターの運航状況>

(単位:年・件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
火災	5	19	7	7	6	7
救急	59	45	38	29	27	56
(うち医師同乗)	(30)	(17)	(10)	(12)	(9)	(23)
救助活動	42	25	45	28	38	34
広域航空応援	11	16	9	6	14	17
災害応急	9	0	0	0	3	1
合計	126	105	99	70	88	115

(出典) 鳥取県危機管理部消防防災航空センター調べ

#### ウ ドクターカー

• 鳥取大学医学部附属病院においては、緊急度・重症度の高い患者を病院外で診療する ため、診療に必要な医療機器・医薬品等を搭載し、医師が搭乗した緊急自動車である ドクターカーが整備されており、西部消防局及び安来市消防本部管内で運用されてい ます。

#### <鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行状況> (単位:年度・件)

	H29	H30	R3	R4
西部消防局管内	317	338	278	225
安来市消防本部管内	81	17	38	21
医療機関(施設間搬送)	14	20	13	30
合計	412	375	329	276

出典:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課調べ

## エ 救急医療に従事する医師

- 県内では鳥取大学医学部附属病院と鳥取県立中央病院の2病院が専門研修基幹病院として、救急科専門医の育成に取り組んでいます。
- 県内の救急科専門医は、日本救急医学会によると 21 名 (R6.2 月末現在) となっています。
- 鳥取大学医学部附属病院に高度救命救急センター、鳥取県立中央病院に救命救急センターを設置し、県内2センターで三次救急医療体制を構築しており、センターの専従 医師数・救急科専門医数ともに増加しています。

#### <救命救急センターを設置する病院の専従医師数(うち救急科専門医数)>(単位:年・人)

	H30	R1	R2	R3	R4
鳥取県立中央病院	1(1)	1(1)	2(2)	7(5)	11(7)
鳥取大学医学部附属病院	11(3)	10(5)	13(8)	12(8)	13(9)
合計	12(4)	11(6)	15(10)	19(13)	24(16)

出典:厚生労働省「救命救急センターの充実段階評価について」

#### 4精神科救急

•措置入院等の緊急の入院が必要な場合に備え、各圏域で輪番制等による精神科救急医療体制整備事業を実施しています。

• 身体合併症のある精神疾患者への対応に苦慮するケースがみられます。

#### (2)課題

#### ①救急搬送

- 救急車の不要不急な利用は、救急搬送を実施する消防機関への負担、救急医療機関にも加重な負担をかけることになり、救急対応が必要な者への救急医療に支障をきたすこととなるため、救急車の適正利用受診について、県民に理解を促す必要があります。
- 救急搬送困難事案が生じた原因を分析し、それぞれの保健医療圏の実情に応じて、消防機 関と救急医療機関とが一体となり、対応する必要があります。
- •本人の意向に沿わない、希望しない救急搬送とならないための取組が必要です。

#### ②病院前救護体制

- 医学的観点から救急救命士等が行う応急処置等の質を保証するため、救急救命士等への指示医師の確保や、常時性、迅速性及び適切性の強化の必要があります。
- 救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育を行い、応急処置能力の維持・向上を図る必要があります。
- 個々の救急活動の事後検証及び実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・分析し、定期的に実施基準の見直しを行う必要があります。
- 救命率の向上を図るため、講習や研修などを通じて、県民への応急手当の更なる普及・推進していくことが必要です。

#### ③救急医療体制

#### ア 各救急医療体制

• 休日夜間急患センターは、曜日や時間帯、診療科目などが限定されていることにより、 二次救急医療機関に多くの軽症患者が直接受診することもあり、結果として、二次救 急医療機関が本来担うべき救急医療に支障をきたすことが指摘されています。今後も 救急医療患者の需要の増加が予想されるなか、これまで以上に、医療機関の適正受診 について、県民に理解を促していく必要があります。

#### イ ドクターヘリ・消防防災ヘリの整備

- ・ドクターヘリについては、傷病者の緊急度・重症度に応じた迅速かつ的確な要請及び 搬送体制の確保が必要となります。
- ドクターヘリと消防防災ヘリの相互連携を強化し、傷病者の早期救助・早期医療介入 を推進する必要があります。

## ウ ドクターカーの整備

・ドクターカーについては、その有効性に鑑みれば、本来は、県内全域で運行されることが望ましいですが、現状では西部地域のみの運行となっています。

#### エ 救急医療に従事する医師の確保

救急医療にあたる医師不足や救急医療現場における医師の負担が大きいことなどから、 引き続き、救急医療を担う医師の育成・確保を図り、医師の働き方改革を踏まえた勤 務環境改善を図る必要があります。

中部圏域で救命救急センターに準じた役割を担っている鳥取県立厚生病院に救急科専

門医がいないなど、救急医療機関の体制強化に向け、養成機関と連携しながら各圏域 の救急医療の機能分担に応じたバランスの取れた配置を検討していく必要があります。

#### 4精神科救急

•精神科救急医療機関と一般救急医療機関等との連携が必要となります。

#### 3 施策の方向性

救急医療の需要は今後も増加することが予想され、救急医療資源に限りがあるなか、この需要に対応しつつ、より質の高い救急医療を提供するため、救急医療機関の適正受診や救急車の適正利用を啓発するとともに、救急医療に従事する人材を育成・確保や、地域の救急医療機関や消防機関等の連携により、全ての救急患者に対応できる救急医療体制の構築を推進します。

## 4 具体的な取組

#### (1) 救急搬送の適正利用

- 「とっとりおとな救急ダイヤル(#7119)」を拡充するとともに、更なる利用促進を図り、県民の病気やけがに伴う不安等に対応するとともに、医療機関の適正受診や救急車の適時・適切な利用を強力に推進します。
- 総務省消防庁が作成している「救急車利用マニュアル」や「全国版救急受診アプリ (愛称「Q助」)」等の周知により、適正受診を啓発していきます。
- 県民に、救急搬送の実態への理解を深めるとともに、緊急度・重症度に応じた救急車 の適切な利用について、リーフレットの配布や新聞広告など、様々な広報媒体を活用 して広報活動を実施します。
- 将来に備え、本人が救急搬送を含めた将来のケアをどうするか、事前に家族等と話し合い決めておく「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」の活用を検討します。

#### (2)病院前救護体制の向上

- 救急医療の現場で働く医師、看護師及び救急救命士等の資質向上を図るため、救急医療に関する高度救命処置研修(JPTEC、ACLS)を開催し、救命率の向上を図ります。医療機関において、救急救命士の資格を有する救急隊員の行う心肺蘇生等の救急救命処置の実習を行うことで、救急救命士の資質向上を図ります。
- 鳥取県救急搬送高度化推進協議会において、実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況の調査及び検証を行い、必要に応じて、適宜見直しを行うことにより、 適切な搬送及び受入体制の構築を図ります。
- A E Dの使用を含めた応急手当の県民への普及を図るため、講習会の実施や救急蘇生 法の普及啓発を行います。

#### (3) 救急医療体制の確保・拡充

#### ①一次(初期)~三次救急医療体制

● 現在の救急医療体制を維持するため、県民に対して、かかりつけ医を持つことの必要性や、緊急度・重症度に応じた医療機関の適正受診等について、各種広報媒体やSNS等を活用しながら、啓発活動を実施します。

- 病院群輪番制参加病院の医療機器等設備整備を支援することで、二次救急医療体制 の維持・充実を図ります。
- 二次救急医療機関に勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間において救 急勤務医手当を支給します。
- 医師確保奨学金の活用等による若手医師の一層の確保や、県が設定する特定診療科による救急科への政策的誘導を図ります。
- 各養成機関による救急科専門医・専攻医の育成・確保を進め、救急医療の機能分担 に応じたバランスの取れた効果的な配置について養成機関と連携した調整を図り、 各圏域で救急医療機関の体制強化を図ります。

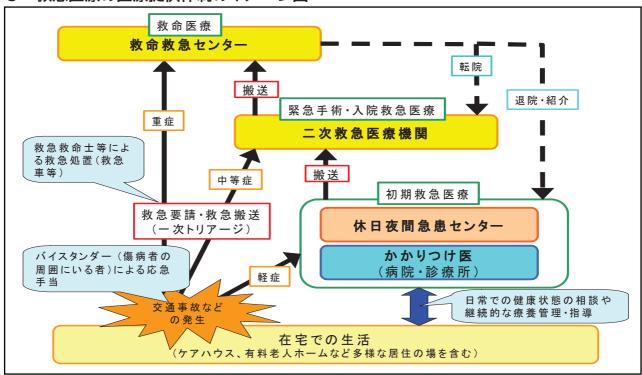
#### ②ドクターヘリ・消防防災ヘリ・ドクターカー

- ドクターヘリについては、消防機関、基地病院、運航会社等の協力のもと、安全かつ効果的に推進するため、症例検討会や安全管理部会、運航調整委員会を開催し、検討や訓練の実施により、更なる連携強化を図ります。
- 消防防災へりについては、ドクターへりとの合同訓練の実施等により、相互連携を 強化し、傷病者の早期救助・早期医療介入を推進します。
- ドクターカーについては、県内全域での運航が望ましいですが、現状では、東・中部地域において、ドクターカーを運行するための救急医療体制が確保できていない状況であり、今後、関係者の意見を聞きながら、必要に応じて、検討します。

#### 3精神科救急

● 精神科救急医療機関と一般救急医療機関等との連携会議を開催するなどして、相互 の連携体制を強化します。

## 5 救急医療の医療提供体制のイメージ図



## 【医療連携体制において役割を果たす医療機関】(令和6年3月)

区分	市 郊 / P / 净 医 · 庚 / 图	<b>力</b> 郊. 伊. 伊. 传. 展	<b>市</b> 郊/2/净医· <b>凌</b> 屡
	東部保健医療圏	中部保健医療圏	西部保健医療圏
① 三次救急医療機関	・県立中央病院	_	・鳥取大学医学部附属病院
((高度)救命救急センター)	(救命救急センター)		(高度救命救急センター)
※生命の危機に関わる重篤な救急			
患者に対応			
② 二次救急医療機関	・鳥取市立病院	・県立厚生病院	・米子医療センター
(救急告示病院又は病院群輪番制	・鳥取赤十字病院	・野島病院	・山陰労災病院
参加病院)	・鳥取生協病院	・清水病院	・博愛病院
※入院治療を必要とする重症救急	・岩美病院(*1)	・藤井政雄記念病院(*2)	・高島病院
患者に対応	・智頭病院(*1)	・垣田病院(*2)	・済生会境港総合病院
		・信生病院(*2)	・西伯病院
		・北岡病院(*2)	・日野病院
		・三朝温泉病院(*2)	・日南病院
③ 一次(初期)救急医療機関	・東部医師会急患診療所	・中部休日急患診療所	・西部医師会急患診療所
(休日夜間急患センター)			・境港日曜休日応急診療所
※夜間及び休日の軽症患者に対応			
④ 精神科救急医療機関	·渡辺病院(週5日)	・倉吉病院	・米子病院
※精神疾患のための入院等緊急な	・鳥取医療センター(週2		・西伯病院
医療を必要とする精神障がい者	日)		・鳥取大学医学部附属病院
等に対応			・養和病院
			※1 週間交替の輪番制を実施

<sup>\*1</sup>は、病院群輪番制に参加していない救急告示病院。

<sup>\*2</sup>は、救急告示病院ではないが、病院群輪番制に参加している病院。

## 【鳥取県内の救急医療機関(地理情報)】(令和6年3月)



## 6 数値目標

指標	現状値		目標値	直	出典	
1日1示	数值	年	数值	年	山州	
救急搬送人員に占める軽 症患者の割合	36.8%	R4	25%	R11	鳥取県危機管理部消 防防災課「消防防災 年報」	

# (参考) 施策・指標(ロジックモデル)

番 ①目指す姿 (分野アウトカム)	番号	②施策の方向性 (中間アウトカム)			番号	③主な具体施策 (アウトプット)
	1	救急搬送の適正化 指標 救急搬送人員に占める軽 症患者の割合		-	2	とっとりおとな救急ダイヤル (#7119) の実施・充実による適正受 診の推進 参考 とっとりおとな救急ダイヤル (#7119) の相談件数 緊急度・重症度に応じた救急車の適正利 用の普及啓発 参考 医療機関の適正受診啓発リーフ レットの配布部数 各地区MC協議会等による受入困難事案
					3	の原因分析、消防機関と救急医療機関と の連携による対応検討
全ての救急患者が緊急度・ 重症度に応じた適切な医療 を受けられる医療提供体制 を確保します。	2	病院前救護体制の向上			5	救急医療現場で働く医師等を対象とした 高度救命処置研修の開催 意取県高度救命処置研修の開催回 数
安全・安心な救急医療圏の 実現を目指します。			I	-	6	県民に対する応急手当の講習会開催、救急蘇生法の普及啓発の実施 消防局主催の応急手当普及講習へ
					7	の参加延人数 (再掲) 緊急度・重症度に応じた救急車 の適正利用の普及啓発
	3	救急医療体制の確保・拡充			8	ドクターヘリ・ドクターカーの効果的な運用
					9	救急医の育成・確保による救急医療機関 の体制強化